



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

○ 歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令(七)

○ 学校教育法施行令の一部を改正する政令(八)

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令(九)

〔省 令〕

○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(厚生労働八)

〔法規的告示〕

○ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示(厚生労働一五)

〔その他告示〕

○ 電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件(金融庁一)

○ 市の境界変更の件(総務三四)

○ 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務八)

○ 保安林の指定をする件(農林水産六八)

○ 保安林の指定を解除する件(同六九〇七四)

○ 保安林の指定施業要件を変更する件(同七五〇八〇)

○ 水先人に免許を与えた件(国土交通二二六)

○ 大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(近畿地方整備局三)

〔人事異動〕

人事院 法務省 国土交通省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示(九州地方整備局)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示(高知労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇ 歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令(政令第七号)(厚生労働省)

1 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、歯科医師法施行令及び医道審議会令について、所要の規定の整理を行う。(第一条及び第二条関係)

2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)

◇ 学校教育法施行令の一部を改正する政令(政令第八号)(文部科学省)

1 学校教育法施行令の改正に係る事項

- (1) 私立の大学の学部等の収容定員の総数(以下この(1)において「総数」という。)の減少を伴う学則の変更(当該変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出と同時に(2)による届出が行われたものに限る。以下この(1)及び(2)において「減少変更」という。)後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの(2)において「増加変更」という。)について、文部科学大臣の認可を要する事項から届出事項に改める。(第二十三条の二第一項第四号、第五号及び第八号関係)
- (2) 私立の大学等の設置者は、減少変更に係る学校教育法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、増加変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができることとする。(第二十三条の二第四項関係)
- (3) その他所要の改正を行う。

2 施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)

政令

◇労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令(政令第九号)(厚生労働省)

1 労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項の政令で定める事務所は、労働者災害補償保険法第二十八条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署、雇用保険法第六十九条第一項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所とする。(第十七条の二関係)

2 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。(附則関係)

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令(ここに公布する)。

御名 御璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第七号

歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 歯科医師法施行令の一部改正

第一条 歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条(見出しを含む)中「第十七条の二第一項」を「第十七条の二」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第二条 医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表歯科医師分科会の項中「第十六条の二第三項及び第十七条の二第二項」を「第十一条第二項及び第十六条の二第三項」に改める。

附則

この政令は令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

学校教育法施行令の一部を改正する政令(ここに公布する)。

御名 御璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令(昭和三十二年法律第二十六号)第四條第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項第四号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該収容定員の総数(口において「総数」という)の増加を伴わない学則の変更

ロ 総数の減少を伴う学則の変更(当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限り。以下この口において「減少変更」という)後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第二項第五号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該収容定員の総数(口において「総数」という)の増加を伴わない学則の変更

ロ 総数の減少を伴う学則の変更(当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限り。以下この口において「減少変更」という)後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二第二項第八号中「当該収容定員の総数の増加を伴わないもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該収容定員の総数(口において「総数」という)の増加を伴わない学則の変更

ロ 総数の減少を伴う学則の変更(当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限り。以下この口において「減少変更」という)後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

第二十三条の二に次の一項を加える。

4 私立の大学又は高等専門学校を設置者は、第一項第四号イ、第五号イ又は第八号イに規定する学則の変更(当該収容定員の総数の減少を伴うものに限る)に係る法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、第一項第四号ロ、第五号ロ又は第八号ロに規定する学則の変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができ

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

文部科学大臣 松本 洋平  
内閣総理大臣 高市 早苗

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令(ここに公布する)。

御名 御璽

令和八年一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第九号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出し中「の掲示場」を「に係る書面の掲示等をする事務所」に改め、同条中「掲示場は」を「事務所は」に改め、「の掲示場」を削る。

附則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

省 令

○厚生労働省令第八号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十条の二の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 保険医療機関の療養担当（第一条―第十一條の五）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件）</p> <p>第十一条の四 法第七十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める要件は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六條の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二號）第十六條の二第一項の規定による臨床研修を修了した者であつて、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 保険医療機関（医師の場合は、病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験のある者であること。</p> <p>二 法第六十三條第三項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所（医師の場合は、病院に限る。）において三年以上診療に従事した経験のある者であること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 保険医療機関の療養担当（第一条―第十一條の三）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

三 医療法第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後三年以内の者であること。

四 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。

五 矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として五年以上勤務した経験のある者であること。

六 第一号、第二号又は前号の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が五年を超える者であること。

七 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。

（保険医療機関の管理者の責務）

第十一条の五 保険医療機関の管理者は、法第七十条の二第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。

一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章に定める保険医の診療方針等を遵守するよう監督すること。

二 当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。

三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。

四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

（新設）

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正)  
**第二条** 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(健康保険事業の健全な運営の確保)  <b>第二条の三</b> 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>一 保険医療機関若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設(以下「オンライン診療受診施設」という。)(別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。)と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。</p> <p>二 保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと、対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(健康保険事業の健全な運営の確保)  <b>第二条の三</b> 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。</p> <p>二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと、対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。</p> <p>2 (略)</p>

附 則  
 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○厚生労働省告示第十五号

医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十七号)の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十五条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第二条の三第一項第一号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示  
 (高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正)  
**第一条** 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 保険医療機関による療養の給付等の取扱い(第一条―第十一条(四))</p> <p>第二章・第三章 (略)</p> <p>(保険医療機関の管理者の責務)</p> <p><b>第十一条の四</b> 保険医療機関の管理者は、健康保険法第七十条の第二項に規定する責務のほか、次に掲げる責務を果たさなければならない。</p> <p>一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第二章の規定を遵守するよう監督すること。</p> <p>二 当該保険医療機関における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する厚生労働大臣に対する申請、届出等に係る手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いに関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 保険医療機関による療養の給付等の取扱い(第一条―第十一条(三))</p> <p>第二章・第三章 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>(後期高齢者医療制度の健全な運営の確保)  <b>第二十五条の三</b> 保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に關し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。</p> <p>一 保険医療機関若しくは医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設(以下「オンライン診療受診施設」という。)(別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。)と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。</p> <p>二 保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと、金品その他の財産上の利益を供与すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。)</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <table border="1"> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> <tr> <td> <p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。)(第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養)</p> <p>(略)</p> <p>第十二の二 薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件</p> <p>医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるべき地に所在する保険薬局に設置されていること</p> </td> <td> <p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> </td> </tr> </table>	改正後	改正前	<p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。)(第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養)</p> <p>(略)</p> <p>第十二の二 薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件</p> <p>医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるべき地に所在する保険薬局に設置されていること</p>	<p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
改正後	改正前				
<p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。)(第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養)</p> <p>(略)</p> <p>第十二の二 薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件</p> <p>医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるべき地に所在する保険薬局に設置されていること</p>	<p>第一の一の二 療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>				

<p>第十三 薬担規則第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項</p> <p>一、四 (略)</p>	<p>第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「薬担規則」という。)(第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項)</p> <p>一、四 (略)</p>
--	---

附則  
この告示は、令和八年四月一日から適用する。

## その他告示

○金融庁告示第一号  
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十八日  
登録番号 関東財務局長(電代)第九十九号  
電子決済等代行業者名 株式会社ペイルド  
主たる営業所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビルB1F  
登録年月日 令和四年七月二十日  
失効年月日 令和七年十月八日

○総務省告示第三十四号  
市の境界変更  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定に基づき、埼玉県行田市と鴻巣市との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年一月二十八日  
行田市に編入する区域  
鴻巣市広田字向領一四八四の二、一四八五の二、一五〇五の二、一五〇六から一五一一まで、一五一一から一五二〇まで、一五二二、一五二三、一五二五、一五二六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに一五二七、一五三〇、一五三三、一五三五、一五三七、一六三六、一六三八から一六四三まで、一六四五、一六四七の地先の道路である公有地の一部  
鴻巣市に編入する区域  
行田市大字野字中島二二一から二二四まで、二二四の二、二二五から二二七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに六〇、六一の一、六一の二、六一から六七まで、六八の一、六八の二、六九、七〇、七二、二二二の地先の道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第八号  
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月二十八日  
法務大臣 平口 洋  
東京法務局所属 梅本圭一郎

○農林水産省告示第六十八号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 富山県富山市婦中町三屋字杉木山二の一、二八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （次のとおり）は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十九号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 宮崎県東諸郡綾町大字南俣字大口五六九五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

- （次の図）は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市総領町五箇字横谷五九三〇の一、二
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第七十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市西城町熊野字萩峠五五九四の三
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第七十二号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第七十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字上川原三七八の七（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 解除に係る保安林の所在場所 鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 高知県幡多郡大月町弘見字櫻ヶ谷山三七八九の一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 鳥取県八頭郡智頭町大字河津原字コ屋敷三七八の二、三七八の四七、大字波多字坂ノ元六六二の一、六六二の四、六六八の一、字牛倉六六九の一、六六九の二、六八五・六八五の一、六八五の三、六八六の一、六八六の三から六八

六の五まで、字クスレ谷六九九、字ハタ谷七三五の二から七三五の五まで、字ミソギ谷八一〇の一、八一〇の四、八一〇の五、日野郡日南町茶屋字木呂坂二八四から二八四八まで、二八四七の一、阿毘緑字與三右衛門炭山三七七、字来尾山三八三、字野田三八四、下阿毘緑字深塔奥山七五六の二から七五六の四まで

保安林として指定された目的 水源の涵養

- 二 変更後の指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十七号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 愛媛県伊予郡砥部町玉谷一〇三、一一一八から一一二一まで、一一二四、一一三五
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

玉谷一〇三・一一一八から一一二一まで・一一二四・一一三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島県大沼郡金山町大字中川字上野原二一五、字前林三七九の一、一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、一五七七、一五七八の一、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、大字大塩字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の六八から五二六五の七〇まで、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、字上ノ山一九八一、二〇〇三の二、二〇〇七の一、二〇一一、二〇一三、五二九四

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前林一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、一五七七、一五七八の一、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の六八から五二六五の七〇まで、

で、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、字上ノ山一九八一、二〇〇三の二、二〇〇七の一、二〇一一、二〇一三、五二九四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 富山県富山市八尾町東松瀬字口無谷三の一、六、七の一、八、一三、一六から一九まで、三四、三五の一、字滝谷五、六、八から一二まで、一四、一五の一、一六の一、一七の一、一八、一九、二〇の一、二二の一、二二の二、二三から二七まで、三二から三四まで、字卯通野二、七から九まで、一一、一二、一四から一六まで、一八、二〇、二五、二七、二八、字正木谷一から三まで、四の一、八から一二まで、一五、一六、二一から二六まで、二九、三〇、三二から三四まで、字蛇蝮一、四から七まで、九から一一まで、一四から一七まで、四三の二、四四、四五、四七から五一まで、五二の一、五二の二、五三、五五の一、五五の二、五六の一、五七、五七の二、五八の一、五九、六〇、六三の一、六四、六五の一、六六、六九、七二、字夫婦山一、三の一、三の二、四の一、四の二、五、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一二の二、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一七から一九まで、二二、二三の一、二三の二、二五の一、二五の二

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前林一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、一五七七、一五七八の一、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の六八から五二六五の七〇まで、

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年一月二十八日  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年一月二十八日  
 国土交通大臣 金子 恭之

○近畿地方整備局告示第三号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）以下「法」という。第六条第二項の区域を次のように指定する。  
 その関係図面は国土交通省近畿地方整備局及び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和八年一月二十八日  
 近畿地方整備局長 齋藤 博之

附則

河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十四年大阪府告示第九百三十三号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に含まれる土地の区域は廃止する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域（図面省略）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）  
 保安林として指定された目的 水源の涵養

二 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○国土交通省告示第二百二十六号

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年一月二十八日  
 国土交通大臣 金子 恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区名称
第二四六六号	奥 知樹	神奈川県	令和八年一月九日	長崎水先区
第二四六七号	満永 政幸	鹿児島県	令和八年一月九日	長崎水先区

河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十四年大阪府告示第九百三十三号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に含まれる土地の区域は廃止する。

人事異動

人事院

安藤よし子 池永 肇恵 市川 晃
太田 真嗣 木幡 美子 藤田由紀子
山本 隆司

法務省

検事兼法務事務官 熊澤 啓介
同 吉田 利広

令和七年司法試験予備試験審査委員に併任する
併任の期間は令和八年一月二十五日までとする
(各通)(一月二十三日)

国土交通省

香川 崇 桑岡 和久 近藤 広紀
定行 泰甫 宮宇地俊岳 山田 純平
戸野由紀子 橋本恵美子 松尾 俊輔
村坂 亮 神本 文字 鳥居 誠

令和八年不動産鑑定士試験論文式試験試験委員に
任命します
任期は令和八年十月三十一日までとします(各通)
(一月二十六日)

叙位・叙勲

〇叙位

(岐阜大学名誉教授)

従四位に叙する(各通) 小見山 章
佐々木恵彦 瀬田 信哉

正五位に叙する 篠崎 昭雄
田中 則夫

従五位に叙する(各通) 楠井 岑昌 古関 齊

正六位に叙する(各通) 柏倉 善三 今道 和信
(市原市公立学校長)

従六位に叙する(各通) 沢登 民雄 細井 敏

正七位に叙する(各通)(以上七年十二月二十二日)
佐藤 博文 佐藤 昌史

従三位に叙する 谷畑 孝

正五位に叙する 小西 雄二

従五位に叙する 草薨稲太郎

浅井 賢次 金杉 光二 馬淵 昭次

正六位に叙する(各通) 一瀬 義人 榎本 秀樹

従六位に叙する(各通) 嶋田満里子 島山 良一 菅野 弘

内城 浩 村尾 泰則 山本 正春

正七位に叙する(各通)(以上七年十二月二十三日) 濱岡 隆文

従五位に叙する 安良 紀男 加藤 辰彦 駒澤昭一郎

正六位に叙する(各通) 藤倉 高幸 山内 松男

(警視庁警部) 平田 清隆 藤倉 高幸 山内 松男

従六位に叙する(各通) 金澤 正光 齋藤 正嗣

正七位に叙する(各通) 末吉 治夫 田中 昭史

〇叙勲 従七位に叙する(以上七年十二月二十四日) 工藤 俊彦

旭日双光章を授ける(七年十二月二十三日) 畠山 良一

(岐阜大学名誉教授) 瑞宝中綬章を授ける 小見山 章

(市原市公立学校長) 瑞宝双光章を授ける(各通)(以上七年十二月二十三日) 今道 和信

瑞宝双光章を授ける(各通) 榎本 秀樹 嶋田満里子

瑞宝双光章を授ける(各通) 矢立 洋士 山本 正春

瑞宝単光章を授ける(以上七年十二月二十三日) 村尾 泰則

瑞宝小綬章を授ける 濱岡 隆文

〇叙勲

瑞宝単光章を授ける(以上七年十二月二十四日) 大口 武 小山 利幸

旭日双光章を授ける(各通) 浅沼 徳廣 石川 法夫

岩崎眞喜男 岩谷 高守 小澤東洋治

神賀 喜作 河津 房義 佐々木日出子

清水 義治 七五三木隆 鈴木 信義

高橋 明博 高橋 文男 橋本 勝利

中川 光久 橋本 勝利 譜久島方上

廣川 和高 堀内 英樹 藤井 豊

森 克己 八木澤榮藏 前原 徹太

山上 政彦 山室 宗義 安井千代枝

旭日単光章を授ける(各通) 石井 英三 井之川正彦

大出 正博 岡 軍治 菅原 榮作

佐藤 英男 白鳥 昇 杉田 靖興

瀬古 秀文 町田 峯勝 松浦 好道

山本 泰昌 向山 昌邦 山本 潔

瑞宝小綬章を授ける(各通) 相内 軍司 赤松 孝子

浅川 常光 朝倉 順英 浅野 泰作

浅葉 清 安仁屋升子 阿部 深雪

安見 勉生 網田 浩淳 荒澤 瑞男

新屋敷 廣 安藤 嘉稔 五十嵐 甫

池上 宏 石井 勝利 石田 文彦

井手 忠 伊東三代治 井上 英二

井上 華子 岩下 修三 岩本 毅

内山 猛 江上 巍 大石 樹

遠藤 勝美 大森 勝夫 小川 直敏

岡山 昌裕 小川 勝平 越智 義郎

奥山 善信 奥山 良平 陰山 義郎

小野田克己 加藤 卓夫 金丸 要

安良 紀男 大嶋 治

加藤 辰彦 駒澤昭一郎

金澤 正光 菅木 律人

新見 信明 加瀬 芳廣

石川 法夫 岩崎富土夫

岩谷 高守 生越 誠

小澤東洋治 片寄 義彦

河津 房義 北山 卜三

七五三木隆 澤田 一次

鈴木 信義 園部 孝

高橋 文男 竹内幸太郎

橋本 勝利 菱木勘兵

堀内 英樹 藤井 豊

八木澤榮藏 前原 徹太

山室 宗義 安井千代枝

井之川正彦 宇野澤 承

岡 軍治 菅原 榮作

白鳥 昇 杉田 靖興

町田 峯勝 松浦 好道

向山 昌邦 山本 潔

赤松 孝子 朝賀 經文

朝倉 順英 浅野 泰作

安仁屋升子 阿部 深雪

網田 浩淳 荒澤 瑞男

安藤 嘉稔 五十嵐 甫

石井 勝利 石田 文彦

伊東三代治 井上 英二

岩下 修三 岩本 毅

江上 巍 大石 樹

大森 勝夫 小川 直敏

奥山 昌裕 奥山 良平

小野田克己 加藤 卓夫

金田 公男 榊澤 徹二

河野 喜幸 川原 末子

菊池 金雄 木下 昌男

草水 晴元 黒川 邦夫

栗本 康男 黒川 勝彦

小池 修 河野 勝彦

小島 一夫 小島 清彦

小島 政幸 小竹 安

小林 敏男 近藤 利昭

齊藤 勲 坂口 博美

佐川 俊雄 佐々木治雄

薩来 功修 佐藤 勝美

佐藤 功修 佐藤 勝美

清水 定雄 里口 勝

宮内 治子	宮川 元明	宮城 金雄	吉田 了	吉田 俊雄	吉田 正
宮崎 昭弥	宮崎 保信	宮島 桂	吉田 京	吉栗 誠鏡	渡部 勝善
宮田 守	宮本 小太郎	武藤 宗	渡邊 順彦		
村上 正勝	茂木 千恵子	森 秀夫	瑞宇 双光章を授ける (各通)		
森井 清	柳生 宗矩	安井 俊夫	有井 悟	安藤 光明	岩塚 武
谷中 邦臣	山際 卓巳	山里 進	坂本 嘉積	高橋 宗一	西尾 勝功
山西 貞之助	山本 千尋	湯口 清	松原 幸久	山路 良樹	
横沢 健次	吉井 士郎	吉岡 伸郎	瑞宇 単光章を授ける (各通) (以上一月一日)		

## 官庁報告

### 官庁事項

#### 九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十八日

九州地方整備局長 埴下 禎裕

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 二百八号

(三) 占用を制限する区域

区域 備考

柳川市大和町塚塚字深町一三〇九番一から同市大和町塚塚字深町一三一九番

三まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年一月二十九日

(七) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

### 労働

#### 最低賃金の改正決定に関する公示

高知労働局最低賃金公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、高知県衛生用紙製造業最低賃金（平成24年高知労働局最低賃金公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年1月28日

高知労働局長 菊池 宏二

高知県衛生用紙製造業最低賃金

- 適用する家内労働者 高知県の区域内で衛生用紙製造業に係る包装の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低賃金 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1袋につき、右欄に掲げる金額

品目	規 格			金額	
	包装の種類	紙の大きさ	容量		
ティッシュペーパー	ポケット	縦が20センチメートル以下で、かつ、横が22センチメートル以下のもの	4パックのもの	詰め合わせ	2円50銭
			6パックのもの		2円60銭
			10パックのもの		3円00銭
			12パックのもの		3円80銭
			16パックのもの		4円00銭
20パックのもの	4円50銭				

4 効力発生の日 令和8年3月1日

## 公 告

### 諸事項

#### 工場財団

三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地株式会社安永の工場財団に三重県伊賀市緑ヶ丘中町3860番地株式会社安永本社工場、三重県伊賀市西明寺字東野2782番地1株式会社安永西明寺工場及び三重県名張市箕曲中村字長尾谷920番地株式会社安永名張工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年1月28日 津地方法務局伊賀支局

佐賀県唐津市佐志字鴻ノ巣375番2 合同会社唐津バイオマスエナジーの工場財団に佐賀県唐津市佐志字鴻ノ巣375番2 唐津バイオマス発電所（の機械、器具等）を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年1月28日

佐賀地方法務局唐津支局

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出て下さい。

令和7年（家）第1113号

札幌市中央区大通西3丁目7番地

申立人 株式会社北洋銀行

本籍北海道北見市寿町2丁目30番地、最後の住所北海道北見市公園町139番地、死亡の場所北海道北見市、死亡年月日令和7年4月14日、出生の場所北海道常呂郡常呂村、出生年月日昭和16年4月10日、職業医師  
被相続人 亡 千葉 勉夫  
北海道北見市北4条東3丁目 A1G北見ビル4階

相続財産清算人 弁護士 佐藤 信孝

催告期間満了日 令和8年8月28日

釧路家庭裁判所北見支部

令和7年（家）第2041号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍山形県鶴岡市日吉町9番地、最後の住所山形県鶴岡市稲生1丁目24番6-2号、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日令和6年8月11日、出生の場所山形県鶴岡市、出生年月日昭和26年5月26日、職業不詳

被相続人 亡 三井 俊彦

事務所山形県鶴岡市みどり町3番17号いぬづか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 樋口 淳子

催告期間満了日 令和8年8月31日

山形家庭裁判所鶴岡支部

**令和7年(家)第7024号**

福島県白河市高山150番地9 穂積法律事務所

申立人 穂積 学

本籍福島県白河市旗宿二丸沢217番地、最後の住所福島県白河市新夏梨1番地2小峰苑、死亡の場所福島県白河市、死亡年月日令和7年9月16日、出生の場所福島県白河市、出生年月日昭和28年2月2日、職業不詳

被相続人 亡 伊藤 一大

事務所福島県白河市高山150番地9 穂積法律事務所

相続財産清算人 弁護士 穂積 学

催告期間満了日 令和8年8月24日

福島家庭裁判所白河支部

**令和7年(家)第30082号**

広島県福山市郷分町1121

申立人 小中 愛則

本籍広島県尾道市浦崎町3697番地5、最後の住所広島県尾道市浦崎町3697番地5、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年9月9日、出生の場所広島県福山市、出生年月日昭和16年2月2日、職業会社代表者

被相続人 亡 小中 弘昌

広島市中区上幟町1番3号ソフィアコート上幟町3階

相続財産清算人 司法書士 江崎 論

催告期間満了日 令和8年8月31日

広島家庭裁判所尾道支部

**令和7年(家)第5222号**

愛媛県松山市客甲72番地

申立人 株式会社空太

本籍愛媛県松山市神次郎町甲276番地、最後の住所愛媛県松山市神次郎町甲276番地の第1、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和5年2月2日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日大正15年11月25日、職業不明

被相続人 亡 山本マス子

愛媛県松山市三番町4丁目3番地9 香川ビル3階

相続財産清算人 司法書士 藤村 淳

催告期間満了日 令和8年8月31日

松山家庭裁判所

**令和7年(家)第7026号**

千葉県山武郡横芝光町屋形5338番地

申立人 川嶋 恵

本籍千葉県山武郡横芝光町屋形5338番地、最後の住所千葉県山武郡横芝光町屋形5338番地、死亡の場所千葉県山武郡横芝光町、死亡年月日令和4年8月29日、出生の場所千葉県夷隅郡東海村、出生年月日昭和7年1月23日、職業無職

被相続人 亡 早川 作三

事務所千葉市中央区新宿2丁目8番2号クリスチャンセンタービル401 大平法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大平 俊一

催告期間満了日 令和8年9月7日

千葉家庭裁判所八日市場支部

**令和7年(家)第30266号**

千葉県印西市原4丁目5番17号棟

申立人 千葉ニュータウンアバンドーネ原5番街団地管理組合

本籍東京都葛飾区東堀切1丁目364番地、最後の住所千葉県船橋市高根台1丁目9番18棟101号、死亡の場所千葉県印西市、死亡年月日令和5年4月23日頃、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和45年8月17日、職業不明

被相続人 亡 市川 堅二

事務所千葉県船橋市前原東1丁目5番4号アソルティ津田沼3階 徳永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳永 幸生

催告期間満了日 令和8年9月7日

千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第30281号**

千葉県市川市大野町4丁目3013番地3 八功ハイツ市川大野式番館204

申立人 小滝つるゑ

本籍宮城県栗原市金成有壁本町15番地、最後の住所千葉県市川市高谷1854番地特別養護老人ホームホワイト市川、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和7年9月10日、出生の場所神奈川県横浜市市中区、出生年月日昭和8年8月7日、職業無職

被相続人 亡 熊谷 伸子

事務所千葉県船橋市湊町2丁目1番8号幸福ビル5階 すずらん法律事務所

相続財産清算人 弁護士 久常 雅世

催告期間満了日 令和8年9月7日

千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第81595号**

大阪府羽曳野市はびきの4丁目7-7

申立人 横山 史人

本籍兵庫県赤穂郡上郡町山野里2511番地、最後の住所大阪府豊中市緑丘3丁目10番12号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日令和7年9月25日、出生の場所兵庫県赤穂郡上郡町、出生年月日昭和24年4月28日、職業無職

被相続人 亡 竹元 千和

大阪市中央区瓦町4丁目7番8号本町東栄ビル5階

相続財産清算人 弁護士 松原 浩晃

催告期間満了日 令和8年9月7日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81662号**

高知県高知市浦戸534番地

申立人 北岡 和代

本籍高知県高知市浦戸490番地、最後の住所大阪府西成区南津守6丁目7番16号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和7年6月4日頃、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和36年7月9日、職業不明

被相続人 亡 中村 祐二

大阪府天王寺区上本町6-9-10 青山ビル本館407-1号

相続財産清算人 弁護士 疋田 優

催告期間満了日 令和8年9月7日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第828号**

奈良県桜井市大字高田11番地

申立人 吉井 静江

本籍奈良県桜井市大字桜井750番地、最後の住所奈良県桜井市大字高田269番地の1、死亡の場所奈良県磯城郡田原本町、死亡年月日令和元年7月31日、出生の場所奈良県磯城郡桜井町、出生年月日昭和17年10月25日、職業不明

被相続人 亡 太田 太

奈良市高天町10番地の1株式会社T.T.ビル2階 南都総合法律事務所

相続財産清算人 小椋 和彦

催告期間満了日 令和8年9月7日

奈良家庭裁判所

**令和7年(家)第9024号**

秋田県大館市東台5丁目1番5-2号

申立人 渡邊 均

本籍秋田県大館市釈迦内字板子石21番地、最後の住所秋田県大館市道目木字陣場岱38番地、死亡の場所秋田県大館市、死亡年月日令和7年10月19日、出生の場所秋田県北秋田郡釈迦内村、出生年月日昭和25年7月22日、職業無職

被相続人 亡 菅原 正雄

秋田県大館市赤館町2番3号

相続財産清算人 司法書士 山口祐三子

催告期間満了日 令和8年8月8日

秋田家庭裁判所大館支部

**令和7年(家)第2017号**

山形県長井市九野本802番地

申立人 小関 弾

本籍山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町306番地、最後の住所山形県西置賜郡小国町大字岩井沢563番地1、死亡の場所山形県西置賜郡小国町、死亡年月日令和7年10月25日、出生の場所山形県西置賜郡長井村、出生年月日昭和23年11月20日、職業無職

被相続人 亡 今井 友秀

山形県長井市九野本802番地

相続財産清算人 司法書士 小関 弾

催告期間満了日 令和8年8月7日

山形家庭裁判所長井出張所

**令和7年(家)第30435号**

千葉県佐倉市太田1323番地5

申立人 小島 秀也

本籍茨城県下妻市桐ヶ瀬403番地、最後の住所千葉県八千代市島田台887番地7島田台病院内、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日令和7年9月26日、出生の場所茨城県下妻市、出生年月日昭和43年2月22日、職業無職

被相続人 亡 小野崎治彦

事務所千葉市中央区中央2丁目9番8号 千葉広小路ビル7階 千葉第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 城戸 盾暁

催告期間満了日 令和8年8月7日

千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第10320号**

東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユーク・フロンティア債権回収株式会社  
本籍埼玉県所沢市小手指南4丁目12番地23、最後の住所埼玉県入間市鍵山2丁目5番23号、死亡の場所埼玉県入間市、死亡年月日令和6年8月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和36年3月27日、職業不明  
被相続人 亡 財田 哲也  
事務所埼玉県狭山市入間川1丁目17番7号小原・岡本法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小原 千代  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
さいたま家庭裁判所川越支部

**令和7年(家)第10335号**

埼玉県川越市の場1401  
申立人 木崎貴美子  
本籍埼玉県川越市東田町5番地20、最後の住所埼玉県川越市東田町5番地20、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日推定令和7年3月21日から31日までの間、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和35年5月29日、職業無職  
被相続人 亡 宮沢 章夫  
事務所埼玉県川越市元町1丁目9番19川越元町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中山 達人  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
さいたま家庭裁判所川越支部

**令和7年(家)第91018号**

北海道虻田郡留寿都村字留寿都45-28  
申立人 阿南 稔  
本籍北海道虻田郡留寿都村字豊岡260番地、最後の住所東京都小平市美園町3丁目3番2号ヴィレッヂ美園 103号、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日平成20年2月1日、出生の場所北海道虻田郡留寿都村、出生年月日昭和17年2月8日、職業不明  
被相続人 亡 船場 義昭  
事務所東京都中央区日本橋室町1丁目12番15号テラスキ第2ビル2階 尾崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 上杉 雅央  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第91028号**

東京都品川区大井2丁目21番10号  
申立人 株式会社タウンクリエーション  
本籍神奈川県大和市南林間6丁目3579番地、最後の住所東京都狛江市岩戸北1丁目1番1-805号、死亡の場所東京都狛江市、死亡年月日令和5年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和23年4月29日、職業無職  
被相続人 亡 小野 なな  
事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 天辰 悠  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第91065号**

東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍東京都杉並区梅里2丁目43番地、最後の住所東京都東村山市富士見町1丁目12番地2 ヴィラージュ・ヴェール三番館402、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和6年12月7日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和21年10月17日、職業不明  
被相続人 亡 阿刀田 滋  
事務所東京都調布市小島町2丁目45番地22 ワイズビル301 弁護士法人くすのき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 狩集 英昭  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第11038号**

石川県金沢市弥生1丁目20番20号  
申立人 山崎真之介  
本籍石川県金沢市八田町東580番地、最後の住所石川県金沢市八田町東580番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年11月2日、出生の場所石川県河北郡八田村、出生年月日昭和16年6月30日、職業無職  
被相続人 亡 小村 均  
事務所石川県金沢市尾張町1丁目7番1号山崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 長瀬 貴志  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
金沢家庭裁判所

**令和7年(家)第7158号**

長野県須坂市大字豊丘365-15ピレッジハウス豊丘2-405  
申立人 小林 正徳  
本籍長野県長野市豊野町蟹沢1979番地、最後の住所長野市豊野町蟹沢1979番地、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和6年1月5日、出生の場所長野県上水内郡鳥居村、出生年月日昭和13年9月23日、職業無職  
被相続人 亡 小林 徳松  
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2688番地4  
相続財産清算人 高野 哲浩  
催告期間満了日 令和8年8月12日  
長野家庭裁判所

**令和7年(家)第762号**

名古屋市中区丸の内3丁目5番10号名古屋丸の内ビル  
申立人 弁護士法人名城法律事務所  
本籍岐阜県大垣市禾森町3丁目2143番地1、最後の住所岐阜県大垣市禾森町3丁目2143番地1、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所岐阜県不破郡赤坂町、出生年月日昭和17年3月13日、職業不明  
被相続人 亡 國枝千代子  
岐阜県大垣市高砂町1丁目33番地ローレルコート大垣高砂町801号、事務所岐阜県大垣市丸の内1丁目10番地長澤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 長澤 清  
催告期間満了日 令和8年8月14日  
岐阜家庭裁判所大垣支部

**令和7年(家)第572号**

鹿児島市上福元町5884番地1  
申立人 松元奈緒美  
本籍鹿児島県鹿児島市下伊敷3丁目776番地、最後の住所鹿児島市下福元町1926番地6 特別養護老人ホーム美樹園、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和7年11月9日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和29年2月23日、職業無職  
被相続人 亡 永徳 哲也  
鹿児島市上福元町5884番地1 芝原総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 芝原 章吾  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
鹿児島家庭裁判所

**令和7年(家)第3320号**

東京都文京区後楽1丁目4番14号  
申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会  
本籍神奈川県小田原市飯泉1362番地3、最後の住所神奈川県小田原市飯泉1362番地の3、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年10月23日、出生の場所和歌山県有田郡箕島町、出生年月日昭和15年1月14日、職業無職  
被相続人 亡 川辺 泰三  
事務所神奈川県小田原市浜町1丁目2番24号平井ビル5階 まちかど法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 岡安 知巳  
催告期間満了日 令和8年8月25日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第2097号**

山形県天童市老野森1丁目1番1号  
申立人 天童市  
本籍山形県天童市大字久野本471番地1、最後の住所山形県天童市泉町2丁目6番5号、死亡の場所山形県天童市、死亡年月日平成30年2月3日、出生の場所山形県東村山郡高橋村、出生年月日昭和2年3月27日、職業不明  
被相続人 亡 白田 芳子  
山形市旅籠町2丁目1番36号第三井菱ビル105弁護士法人武田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 横山 由秀  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
山形家庭裁判所

**令和7年(家)第8163号**

静岡県駿東郡清水町新宿244番地の1アーバンシティ新宿610号室  
申立人 白田 和幸  
本籍群馬県渋川市赤城町深山731番地、最後の住所静岡県沼津市宮本5番地の2かめぎ学園、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所群馬県勢多郡敷島村、出生年月日昭和24年7月20日、職業無職  
被相続人 亡 須田 秀美  
静岡県沼津市御幸町20番16号 安全ビル2階 他法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 二宮 仁  
催告期間満了日 令和8年8月31日  
静岡家庭裁判所沼津支部

**令和7年(家)第72719号**

埼玉県越谷市大間野町3-218-6

申立人 大倉 潤子

本籍東京都新宿区大京町24番地1、最後の住所東京都世田谷区宮坂3丁目1番52-419号、死亡の場所奈良県北葛城郡王寺町、死亡年月日令和7年6月21日ころから30日ころまでの間、出生の場所茨城県那珂柳河村、出生年月日昭和22年5月10日、職業大学講師  
被相続人 亡 市原 信

事務所東京都千代田区麴町1丁目3番地11麴町第2センタービル301号 松本克己法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 克己

催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72813号**

東京都千代田区神田神保町1丁目105番地

申立人 旭化成不動産レジデンス株式会社

本籍静岡県伊東市湯川2丁目171番地、最後の住所東京都世田谷区代田4丁目12番8号朝日ラ・パリオ東松原306、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年6月29日頃、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和30年10月1日、職業不動産賃貸業

被相続人 亡 白橋ひとみ

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 浅田登志雄

催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第7082号**

岡山市北区柳町1丁目1番27号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍山口県岩国市岩国1丁目20番、最後の住所山口県岩国市錦見5丁目16番6-1号、死亡の場所山口県岡南市、死亡年月日令和3年5月29日、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和36年1月11日、職業サービス業

被相続人 亡 平瀬 則浩

山口県岩国市今津町2丁目7番11-301号

相続財産清算人 司法書士 権田 桂子

催告期間満了日 令和8年8月31日

山口家庭裁判所岩国支部

**令和7年(家)第7084号**

山口県岩国市通津11117番地187

申立人 有國 吉昭

本籍山口県岩国市由宇町神東1270番地1、最後の住所山口県岩国市由宇町神東1270番地1、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和6年3月30日頃、出生の場所山口県玖珂郡神代村、出生年月日昭和16年2月10日、職業無職

被相続人 亡 有國 吉壽

山口県岩国市由宇町北3丁目1番5-1号

相続財産清算人 司法書士 松本 賢治

催告期間満了日 令和8年8月31日

山口家庭裁判所岩国支部

**令和7年(家)第205号**

青森県上北郡横浜町家ノ前川目66-1

申立人 中山喜代一

本籍青森県上北郡横浜町字大畑33番地1、最後の住所青森県上北郡横浜町字大畑32番地2、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和7年10月18日、出生の場所青森県上北郡横浜町、出生年月日昭和40年2月12日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 哲子

事務所青森県むつ市金谷2丁目1番27号 中央ビル2階 むつ下北法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 聖

催告期間満了日 令和8年9月3日

青森家庭裁判所野辺地出張所

**令和7年(家)第30305号**

千葉県船橋市本町6丁目3番24-702号

申立人 早瀬 順子

本籍愛知県春日井市妙慶町140番地、最後の住所千葉県松戸市六高台3丁目77番地サポテン六高台、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年9月12日、出生の場所愛知県名古屋南区、出生年月日昭和7年8月18日、職業無職

被相続人 亡 池田みつる

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル5階 東葛綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福富美穂子

催告期間満了日 令和8年9月8日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年(家)第30336号**

千葉県我孫子市我孫子1858番地

申立人 我孫子市

本籍千葉県柏市柏368番地9、最後の住所千葉県柏市柏368番地9、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所神奈川県横浜市港南区、出生年月日昭和48年2月24日、職業不明

被相続人 亡 川越 直也

事務所千葉県柏市中央町6-19 R F I E L D S K A S H I W A 4階 柏綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内田 徳子

催告期間満了日 令和8年9月8日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年(家)第30349号**

千葉県流山市市野谷240番地の1 5街区6ワークオフィス市野谷207号室

申立人 小出 亮

本籍岩手県二戸市福岡字田町43番地、最後の住所千葉県流山市平和台5丁目41番地、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日令和7年9月7日、出生の場所岩手県二戸郡福岡町、出生年月日昭和16年10月11日、職業無職

被相続人 亡 小田嶋和子

事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 樋上 正樹

催告期間満了日 令和8年9月8日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年(家)第7326号**

福岡県福岡市博多区山王1丁目14番4-403号

申立人 日浦 則子

本籍徳島県三好市西祖谷山村西岡47番地、最後の住所福岡県福岡市博多区山王1丁目14番4-403号、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和7年6月20日、出生の場所徳島県三好郡西祖谷山村、出生年月日昭和26年10月1日、職業不明

被相続人 亡 日浦 和彦

事務所福岡県福岡市中央区六本松2丁目3番6号六本松SKビル9階

相続財産清算人 弁護士 井芹 美瑛

催告期間満了日 令和8年9月15日

福岡家庭裁判所

**令和7年(家)第7356号**

福岡県福岡市早良区祖原13番8号

申立人 江島 滋美

本籍福岡県福岡市西区愛宕1丁目19番地3、最後の住所福岡県福岡市西区愛宕1丁目3番5号、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和7年7月15日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和11年1月28日、職業無職

被相続人 亡 吉見 敏江

事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号

相続財産清算人 司法書士 矢野 亨

催告期間満了日 令和8年9月15日

福岡家庭裁判所

**令和7年(家)第6319号**

北海道白老郡白老町字北吉原145番地9

申立人 對馬 雅廣

本籍北海道札幌市中央区南六条西15丁目1337番地、最後の住所北海道苫小牧市澄川町5丁目19番7号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日平成27年5月27日、出生の場所北海道空知郡上砂川町、出生年月日昭和27年5月21日、職業自営業

被相続人 亡 對馬 雅俊

北海道苫小牧市若草町3丁目2番1号苫小牧共栄火災ビル3F むらやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 邨山 達哉

催告期間満了日 令和8年8月7日

札幌家庭裁判所苫小牧支部

**令和7年(家)第20071号**

栃木県小山市大字間々田2510番地33

申立人 渡辺 重綱

本籍栃木県小山市大字島田459番地、最後の住所栃木県小山市大字島田459番地、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日令和6年11月5日、出生の場所栃木県下都賀郡豊田村、出生年月日昭和23年6月25日、職業無職

被相続人 亡 渡辺 信綱

栃木県宇都宮市操町8番21号法律事務所コン

フォルト

相続財産清算人 弁護士 南里 昌裕

催告期間満了日 令和8年8月10日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

**令和7年(家)第940号**

東京都東大和市清原2丁目1番地8-508号

申立人 長澤 秀幸

本籍長野県小諸市大字山浦267番地1号、最後の住所埼玉県草加市八幡町802番地アサビル302号山田方、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所長野県北佐久郡川辺村、出生年月日昭和21年9月24日、職業無職

被相続人 亡 清水 正脩

事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目2番地2エクレシア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小宮 豊

催告期間満了日 令和8年8月10日

さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第539号**

埼玉県本庄市寿2丁目6番13号

申立人 渡邊 正

本籍埼玉県川口市芝1丁目4番地3、最後の住所埼玉県本庄市寿2丁目14番17号、死亡の場所埼玉県本庄市、死亡年月日推定令和7年1月21日から31日までの間、出生の場所埼玉県児玉郡本庄町、出生年月日昭和16年5月2日、職業無職

被相続人 亡 内藤よし子

事務所埼玉県深谷市西島町2丁目1番3号宝栄深谷ビル8階 深谷駅前法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小屋野 匡

催告期間満了日 令和8年8月17日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和7年(家)第90771号**

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍東京都新宿区戸山2丁目15番、最後の住所東京都八王子市小宮町722番地、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和5年7月14日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和46年11月13日、職業不明

被相続人 亡 森吉 拓也

事務所東京都立川市曙町1丁目30番21号立川井上ビルB1-1 弁護士法人ENISHI

相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

催告期間満了日 令和8年8月10日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90908号**

群馬県吾妻郡草津町大字草津18番地1

申立人 アルカディア草津管理組合法人

本籍東京都台東区浅草2丁目7番地3、最後の住所東京都東村山市多摩湖町1丁目22番地25、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日推定令和5年11月1日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和9年8月1日、職業不明

被相続人 亡 加藤 孝

事務所東京都青梅市東青梅1丁目5番地の5石川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 芳彦

催告期間満了日 令和8年8月10日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90994号**

申立人 国

本籍東京都町田市木曽西1丁目1732番地、最後の住所東京都町田市木曽東1丁目1番A1-101号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和6年5月3日、出生の場所秋田県雄勝郡三梨村、出生年月日昭和16年4月17日、職業内装工事業

被相続人 亡 後藤 勇藏

事務所東京都渋谷区神南1丁目22番8号5階 弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉木 聡一

催告期間満了日 令和8年8月10日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第41006号**

東京都町田市南成瀬1丁目7番地1D' クラディア成瀬602

申立人 澤山 英子

本籍神奈川県横浜市緑区長津田町2457番地、最後の住所横浜市都筑区大丸8番10号サンモール中山403号、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日令和7年8月1日、出生の場所兵庫県神戸市東灘区、出生年月日昭和39年3月13日、職業不明

被相続人 亡 澤山 恵次

事務所神奈川県海老名市中央1-8-3えびすビル松本4階

相続財産清算人 弁護士 中道 徹

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第41029号**

神奈川県藤沢市石川4丁目15番地の1NPO法人ニューライフ湘南台寮

申立人 山本 剛司

本籍神奈川県大和市上草柳2丁目4番、最後の住所神奈川県大和市上草柳2丁目4番14号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和5年6月頃、出生の場所神奈川県相模原市、出生年月日昭和44年2月19日、職業無職

被相続人 亡 山本 耕司

事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ9階

相続財産清算人 弁護士 中村真由美

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第41066号**

神奈川県横浜市港北区新吉田東6丁目42番37号

申立人 古屋 伸廣

本籍埼玉県新座市野火止8丁目12番、最後の住所埼玉県新座市野火止8丁目12番30-902号武蔵野北スカイハイツ 戸田方、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日推定令和7年4月1日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和40年10月6日、職業無職

被相続人 亡 松本 美佳

事務所神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1ヨコハマポートサイドビル3階

相続財産清算人 弁護士 上平加奈子

催告期間満了日 令和8年8月13日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第30429号**

千葉県中央区都町6丁目8番22号

申立人 アインズコート千葉都町管理組合 本籍千葉県市川市東菅野2丁目1158番地、最後の住所千葉県市中央区都町6丁目8番22号アインズコート千葉都町602号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日推定令和4年1月27日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和16年5月1日、職業不明

被相続人 亡 山田 正則

事務所千葉県中央区中央4丁目10番16号C1-22ビル3階 しおかぜ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 海

催告期間満了日 令和8年8月12日

千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第7138号**

群馬県吾妻郡嬭恋村千俣2401-671

申立人 千川佳奈子

本籍長野県長野市戸隠豊岡848番地、最後の住所長野市戸隠3676番地3、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日平成30年11月23日、出生の場所東京都府東京市京橋区、出生年月日昭和10年12月18日、職業自営業

被相続人 亡 木村 瑩子

長野市青木島1丁目3-3小池ビル2階富沢・北村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富沢 大樹

催告期間満了日 令和8年8月12日

長野家庭裁判所

**令和7年(家)第477号**

三重県亀山市下庄町1747番地3

申立人 國分 千紘

本籍三重県亀山市天神4丁目3429番地、最後の住所三重県亀山市天神4丁目10番8号、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年11月15日、出生の場所三重県亀山市、出生年月日昭和42年5月11日、職業無職

被相続人 亡 古市 秀起

三重県亀山市本町3丁目9番2号

相続財産清算人 司法書士 岡村 光洋

催告期間満了日 令和8年8月13日

津家庭裁判所

**令和7年(家)第5127号**

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍岡山県倉敷市中畝2丁目3番、最後の住所岡山県倉敷市中畝2丁目3番4-1号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年5月27日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和46年11月9日、職業不詳

被相続人 亡 大林 弘典

岡山県倉敷市沖165-1 1階 岡邑法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡邑 祐樹

催告期間満了日 令和8年8月10日

岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第9105号**

千葉県勝浦市台宿348番地

申立人 瀧口 和博

本籍秋田県秋田市土崎港中央2丁目164番地、最後の住所秋田市土崎港中央2丁目3番42号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和7年3月頃、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和29年4月1日、職業無職

被相続人 亡 村上 修

秋田市土崎港中央6丁目4番13号 フローラビル1階

相続財産清算人 司法書士 渋谷 知之

催告期間満了日 令和8年8月14日

秋田家庭裁判所

**令和7年(家)第1007号**

宮崎県延岡市東本小路2番地1

申立人 延岡市 代表者市長 三浦 久知

本籍宮崎県延岡市古城町5丁目1431番地、最後の住所宮崎県延岡市大貫町4丁目2599番地6、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所大分県大分郡湯布院町、出生年月日昭和39年1月1日、職業不詳

被相続人 亡 永井 正一

事務所宮崎県延岡市桜小路365番地1 弁護士法人延岡総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 純一

催告期間満了日 令和8年8月14日

宮崎家庭裁判所延岡支部

**令和7年(家)第5150号**

千葉県船橋市飯山満町3-1319-58  
申立人 奈良 信城  
国籍連合王国、最後の住所5 ホークスウェル  
ガーデン ノースオックスフォード OX27  
EX 連合王国、死亡の場所不明、死亡とみ  
なされる日平成18年12月6日、出生の場所神  
奈川県横浜市、出生年月日西暦1934年6月18  
日、職業不詳  
被相続人 亡 ハドソン智子  
事務所神奈川県横須賀市大滝町2丁目17番地  
筑波中央ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 生田 秀  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
横浜家庭裁判所横須賀支部

**令和7年(家)第2398号**

富山県高岡市下麻生3602番地  
申立人 室崎外志行  
本籍富山県高岡市二塚2598番地2、最後の住  
所富山県高岡市下関町4番40号、死亡の場所  
富山県射水市、死亡年月日令和7年5月8日、  
出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和22  
年8月25日、職業無職  
被相続人 亡 太田有爲男  
事務所富山県高岡市丸の内2-5アールワン  
丸の内ビル3階 延野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 延野 俊浩  
催告期間満了日 令和8年8月17日  
富山家庭裁判所高岡支部

**令和7年(家)第7838号**

愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地  
申立人 あま市  
本籍愛知県清須市西枇杷島町旭1丁目2番  
地、最後の住所愛知県あま市甚目寺稲荷119  
番地、死亡の場所愛知県あま市、死亡年月日  
令和7年3月1日、出生の場所愛知県西春日  
井郡新川町、出生年月日昭和34年1月19日、  
職業無職  
被相続人 亡 大川美由紀  
事務所名古屋市中区丸の内3丁目23番20号  
HF桜通ビルディング2階 加藤・川副法律  
事務所  
相続財産清算人 弁護士 川副 俊高  
催告期間満了日 令和8年8月18日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7841号**

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地  
申立人 北名古屋市  
本籍愛知県北名古屋市熊之庄小島131番地3、  
最後の住所愛知県北名古屋市熊之庄小島131  
番地3、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年  
月日令和6年3月31日、出生の場所名古屋  
市中村区、出生年月日昭和26年2月22日、職  
業不明  
被相続人 亡 堀江 孝嗣  
事務所名古屋市西區城西4丁目28-16 柴田  
ビル2階 城西法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 村上 優太  
催告期間満了日 令和8年8月7日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第2159号**

愛知県豊橋市伊古部町字北椎ノ木谷377番地  
申立人 原口 初枝  
本籍熊本県上天草市龍ヶ岳町大道3683番地、  
最後の住所愛知県豊橋市曙町字測点118番地  
の2、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日  
令和7年1月10日頃、出生の場所福岡県嘉徳  
郡桂川町、出生年月日昭和43年9月1日、職  
業団体職員  
被相続人 亡 鬼塚 伸一  
事務所愛知県豊橋市前田南町1丁目1番地の  
1タワーレジデンスHADA205号室伊藤隆  
穂法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柴田裕一郎  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第636号**

青森県八戸市根城8丁目10番5号 グラン  
コート根城201  
申立人 千葉 俱子  
本籍青森県八戸市桜ヶ丘2丁目6番地21、最  
後の住所青森県八戸市桜ヶ丘2丁目20番34  
号、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令  
和元年9月23日、出生の場所青森県八戸市、  
出生年月日昭和25年2月27日、職業不明  
被相続人 亡 福島 一壽  
青森県八戸市根城5丁目1番16号西村貸店舗  
2階D号室 司法書士八戸いちい事務所  
相続財産清算人 司法書士 佐々木啓之  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
青森家庭裁判所八戸支部

**令和7年(家)第1190号**

高知市土佐山高川1222番地  
申立人 高塚多美代  
本籍高知県高知市土佐山高川1222番地、最後  
の住所高知市土佐山高川334番地15、死亡の  
場所高知県高知市、死亡年月日令和7年9月  
27日、出生の場所高知県土佐郡土佐山村、出  
生年月日昭和29年1月2日、職業無職  
被相続人 亡 高橋 忠一  
事務所高知市南万々69番地24  
相続財産清算人 弁護士 稲垣 健吾  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
高知家庭裁判所

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張す  
る者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し  
出てください。

**令和7年(家)第941号**

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号恵比寿  
ガーデンプレイスタワー18階 ミカタ弁護士  
法人  
申立人 岩崎 健一  
本籍群馬県桐生市宮本町1262番地、最後の住  
所埼玉県草加市高砂2丁目21番6-1110号、  
死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和2  
年5月23日、出生の場所東京都墨田区、出生  
年月日昭和40年6月21日、職業不明  
被相続人 亡 栗原輝一郎  
催告期間満了日 令和8年8月21日  
さいたま家庭裁判所越谷支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公  
示催告の申立てがあったので、その権利者は、下  
記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け  
出てください。もし、下記権利の届出の終期まで  
に権利の届出がない場合には、その権利が失権す  
ることがあります。

**令和7年(へ)第3号**

横浜市保土ヶ谷区新井町378番地1 サンハイ  
ツ新井町151号  
申立人 権田 哲廣  
権利の届出の終期 令和8年5月7日  
令和8年1月13日 保土ヶ谷簡易裁判所

**(別紙) 目録****(1)不動産の表示**

(一棟の建物の表示)

所在 横浜市保土ヶ谷区新井町字千貫丸通378  
番地1

建物の名称 サンハイツ新井町一号棟  
(専有部分の建物の表示)

家屋番号 新井町378番1の151

建物の名称 151

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 5階部分 84.79平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 横浜市保土ヶ谷区新井町字千貫  
丸通378番1

地目 宅地

地積 10929.79平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 横浜市保土ヶ谷区新井町字千貫  
丸通378番20

地目 宅地

地積 1.06平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 横浜市保土ヶ谷区新井町字千貫  
丸通378番21

地目 宅地

地積 1.42平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 99分の1

(2)登記年月日番号 横浜地方法務局神奈川出張所  
平成10年5月1日受付第25328号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定仮登記

原因 平成10年4月24日設定

借賃 1ヶ月金1万円

支払期 毎月末日

存続期間 原因日より3年間

特約 譲渡、転貸ができる

権利者 神奈川県藤沢市鶴沼海岸三丁目17番17  
号鶴沼マリンハイツ102  
浜田 俊雄

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届けてください。

### 令和7年(家)第351号

青森県五所川原市大字中泉字田川48番地12  
申立人 成田 健悦  
本籍青森県五所川原市大字中泉字松枝59番地、最後の住所埼玉県深谷市上野台3284-1レオパレス上野台Ⅱ105号室  
不在者 成田 栄治  
昭和48年11月20日生  
届出期間満了日 令和8年5月8日  
青森家庭裁判所五所川原支部

### 令和7年(家)第1528号

盛岡市下田字陣場54番地102  
申立人 三上 国彦  
本籍東京都足立区綾瀬1丁目21番、最後の住所東京都葛飾区宝町2丁目20番15号 たけ荘102  
不在者 三上 幸男  
昭和40年8月15日生  
届出期間満了日 令和8年5月8日  
東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第5308号

さいたま市南区大谷場1-4-28グランシエロ浦和ヒルプレイス604号室  
申立人 木村 裕子  
本籍東京都練馬区田柄3丁目5527番地、最後の住所東京都板橋区志村2丁目19番19号 城山ハウス107  
不在者 藤野 義明  
昭和24年9月15日生  
届出期間満了日 令和8年5月8日  
東京家庭裁判所

### 令和7年(家)第341号

福島県白河市薄葉17-4  
申立人 富田ミヨ子  
本籍静岡県沼津市大岡1731番地4、最後の住所静岡県静岡市駿河区小鹿719番地コーボ長谷川105号  
不在者 富田 英明  
昭和43年3月22日生  
届出期間満了日 令和8年5月8日  
静岡家庭裁判所

### 令和7年(家)第744号

愛知県西尾市下町土明26番地1  
申立人 坂部 文夫  
本籍愛知県西尾市下町大道53番地、最後の住所愛知県西尾市下町大道53番地2  
不在者 坂部きみよ  
昭和3年4月23日生  
届出期間満了日 令和8年5月11日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

### 令和7年(家)第27号

山口県萩市大字福井上2214番地  
申立人 有田 朝江  
本籍山口県萩市大字福井上2214番地、最後の住所山口県萩市大字福井上2214番地  
不在者 有田 徳助  
昭和16年2月20日生  
届出期間満了日 令和8年5月15日  
山口家庭裁判所萩支部

## 失踪宣告

### 令和7年(家)第61号

本籍青森県十和田市大字法量字大筋前8番地1、最後の住所青森県十和田市大字法量字山口川原87番地1  
不在者 村中 安升  
昭和5年9月20日生  
令和8年1月8日失踪宣告審判確定  
青森家庭裁判所十和田支部裁判所書記官

### 令和7年(家)第179号

本籍栃木県宇都宮市桜4丁目64番地、最後の住所栃木県日光市石屋町408番地  
不在者 生田目シン  
大正15年12月15日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第4398号

本籍東京都墨田区墨田5丁目323番地、最後の住所東京都台東区清川2丁目16番5号ビジネスホテル紅陽  
不在者 青柳 榮一  
昭和7年3月29日生  
令和8年1月8日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第163号

本籍茨城県稲敷市柴崎368番地1号、最後の住所神奈川県平塚市豊田平等寺339番地  
不在者 橋本 茂  
昭和12年12月5日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

### 令和7年(家)第1586号

本籍山梨県甲府市下向山町1637番地、最後の住所山梨県甲府市下向山町1637番地  
不在者 宇野 章  
昭和25年9月23日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
甲府家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第912号

本籍愛知県豊橋市老津町字森崎122番地、最後の住所名古屋市長区鳴海町字坊主山100番地  
不在者 高柳健治郎  
昭和10年5月15日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第188号

本籍熊本県熊本市中央区壺川2丁目206番地、最後の住所熊本寺原町206番地  
不在者 宮川美須江  
昭和22年8月13日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
熊本家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第291号

本籍熊本県熊本市中央区南坪井町7番地、最後の住所熊本市本荘3丁目4番1  
不在者 池松 洋子  
昭和8年3月10日生  
令和8年1月7日失踪宣告審判確定  
熊本家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第149号

本籍鹿児島県鹿児島市本名町5377番地、最後の住所鹿児島市郡山町1833番地42  
不在者 前田 明子  
昭和35年10月15日生  
令和8年1月6日失踪宣告審判確定  
鹿児島家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

### 令和7年(ハ)第14号

岡山県笠岡市みの越17番地  
申立人 グリーンツール株式会社  
代表者代表取締役 藤原 雅義  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月6日  
令和8年1月7日 大阪簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 T E 75197  
金額 279,972円  
支払期日 令和7年5月15日  
支払地 大阪市  
支払場所 株式会社関西みらい銀行本町営業部  
振出日 令和6年12月13日  
振出地 大阪市  
振出人 三共株式会社 代表取締役 東 光宏  
受取人 白地  
最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和8年(フ)第14号

神奈川県相模原市中央区陽光台2丁目3番11号  
債務者 一友ビルドテック株式会社  
代表者代表取締役 金塚 浩一  
1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 橋本 慎一  
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後1時30分

横浜地方裁判所相模原支部

**令和8年（フ）第287号**

東京都中央区銀座4丁目14番8号  
債務者 株式会社エスプリ  
代表者代表取締役 安藤 康生

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田端 聡朗
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年（フ）第18号**

仙台市若林区荒町116番1号—101号室  
債務者 株式会社ハート&ドリーム  
代表者代表取締役 森 文徳

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 涼平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年（フ）第87号**

三重県志摩市磯部町迫間936番地18  
債務者 有限会社ヤマジ園芸  
代表者代表取締役 山路 元彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚本 順久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前11時

津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和7年（フ）第490号**

静岡県浜松市中央区三方原町283番地の4  
債務者 プレサイスゲージ株式会社  
代表者代表取締役 小石 結

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山 弘宰

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和8年（フ）第6号**

富山県高岡市博労町3番5号  
債務者 マルイ食品株式会社  
代表者代表取締役 本間 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 義夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時

富山地方裁判所高岡支部

**令和7年（フ）第269号**

静岡県富士宮市黒田110番地の26  
債務者 有限会社フルーリス  
代表者代表取締役 加藤 正人

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 正樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時

静岡地方裁判所富士支部

**令和7年（フ）第103号**

兵庫県加東市岡本1112番地  
債務者 株式会社山下商事  
代表者代表取締役 山下 昭博

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 志保
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所社支部

**令和7年（フ）第6265号**

大阪市東淀川区東中島1丁目17-5ステュディオ新大阪1109号  
債務者 勝本商事合同会社  
代表者代表社員 勝本 瑛斗

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士

大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年（フ）第2426号**

福岡県糸島市高田2丁目21番5-307号  
債務者 浜辺 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄島 純平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第382号**

岡山県倉敷市山地893番地2  
債務者 犬飼 繁

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 克典
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年（フ）第102号**

岩手県奥州市江刺米里字木細工21番地、旧住所岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根野田112番地4  
債務者 岩城 和宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時10分

- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

**令和7年（フ）第105号**

岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南荒巻81番地1  
パストラルG号室、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町金澤第9地割142番地5  
債務者 三浦 卓也

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで

盛岡地方裁判所水沢支部

**令和7年（フ）第203号**

宮城県大崎市鹿島台広長字斎藤沢西2番地3  
債務者 櫻井 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年（フ）第204号**

宮城県大崎市鹿島台広長字斎藤沢西2番地3  
債務者 櫻井 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第554号**

神奈川県厚木市三田南1丁目15番1—501号  
債務者 森松 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 進藤 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第698号**

神奈川県愛甲郡愛川町中津2223番地の4  
フェリーチェ I 205

債務者 黒川 洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第2号**

福井市折立町第4号26番地、旧住所福井県勝山市猪野1004番地

債務者 松井 和久

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板倉 充紘
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第20号**

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地4209番地の2

債務者 下向 純子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 高史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで  
和歌山地方裁判所新宮支部

**令和8年(フ)第24号**

東京都多摩市一ノ宮1丁目23番地の2 西栄ビル1002

債務者 天野 悠希

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 幸臣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第338号**

神奈川県横須賀市追浜本町2丁目14番地 追浜サンハイツ402

債務者 ARTEAGA SATO MARI  
A DEL ROSARIO (通称佐藤マリア)

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 望月由佳子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(フ)第3020号**

横浜市旭区鶴ヶ峰2丁目9番地6 プロシード鶴ヶ峰105号

債務者 柳澤 彰夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 博詞
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第15号**

東京都立川市富士見町6丁目54番506号  
債務者 佐川 琴理

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎紗矢佳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第16号**

川崎市川崎区江川2丁目5番13—101号 フレア

債務者 平等 康一

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第2号**

栃木県那須塩原市上厚崎118番地214

債務者 益子 俊

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 直之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和8年(フ)第5号**

東京都青梅市今寺3丁目379番地の29

債務者 ビリック山中知代佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蒲原 司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日午前11時

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第424号**

静岡県駿東郡長泉町下土狩1053番地の23、前住所静岡県駿東郡長泉町中土狩376番地の1 ルネスつちやB棟102号

債務者 遠藤 享男

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊洋二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第2374号**

東京都小金井市梶野町3丁目8番4—1—303号コーポレート小金井梶野通り

債務者 桜井哲淳こと リ チョルスン 李 哲淳

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥生 尚美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第1号**

富山県南砺市松原新433番地2 松原団地201号

債務者 田中 涼子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 美穂
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前10時55分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和8年(フ)第5号**

富山県砺波市狐島288番地  
債務者 野原 康雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蓑 健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和8年(フ)第3号**

新潟市西区四ツ郷屋1154番地10  
債務者 平原 広世

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野千香子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時40分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
新潟地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第1780号**

福岡市西区壱岐団地34棟101号、住民票上の住所福岡市西区野方6丁目23番3-305号市営野方西団地3棟  
債務者 中村 吉行

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南正覚文枝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2400号**

福岡市東区香椎照葉4丁目2番5-1205号  
プライムメゾンセントラルパーク  
債務者 木澤 千尋

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大串 愛子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2502号**

福岡県筑紫野市湯町3丁目2番12号 ジュラクⅡ204号  
債務者 志岐 佳彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩橋 愛佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2563号**

福岡県筑紫野市大字俗明院158番地(722号)  
債務者 齊藤 善彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤戸 博樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第401号**

埼玉県熊谷市桶春1984番地11 ぼかぼか埼玉1  
債務者 鈴木 博幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 波多野孝彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和6年(フ)第1058号**

神戸市長田区花山町1丁目7番29号  
債務者 田中 繁樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山根聡一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第1059号**

神戸市長田区花山町1丁目7番29号  
債務者 田中敬伊子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山根聡一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1841号**

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵835番地5 コモドヒル須恵中央駅前205号  
債務者 野元 優

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西依 雅広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2200号**

福岡県筑紫野市上古賀4丁目7番23号  
債務者 松田 明美

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 俊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第3022号**

横浜市鶴見区下末吉3丁目9番5号 長久保ビル3F  
債務者 山中 一

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 義忠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第452号**

静岡県伊東市川奈1214番地の32 マルコウ荘1F-C号、前住所静岡県伊東市八幡野947番地の325  
債務者 渡邊 順子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 重光 純
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第2808号**

横浜市青葉区すみよし台14番地10 ルビコンすみよし台307  
債務者 古谷 美香

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丹羽 明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1946号**

福岡市早良区原8丁目40番8-102号 サンシャルムK B  
債務者 鴨川 桜奈(旧姓菅野)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 貴啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2350号**

福岡市城南区鳥飼7丁目23番13号  
債務者 上原 聡彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村岡 隼介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第99号**

岩手県奥州市前沢生母字寰輪18番地  
債務者 初貝 良一

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
盛岡地方裁判所水沢支部

**令和7年(フ)第104号**

秋田県横手市大水戸町3番6号  
債務者 菊谷チエ子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近江 直人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
秋田地方裁判所横手支部

**令和7年(フ)第307号**

群馬県前橋市城東町3丁目1番2号  
債務者 佐々木信行

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田 洋亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第597号**

新潟市西区寺尾朝日通5番13号 シャーロット201  
債務者 南 雅希

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江畑 博之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
新潟地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第52号**

大分県日田市大字日高2435番地3 市営桃山団地E号住宅8号、前住所大分県日田市大字三和939番地6(旧番地大分県日田市大字三和939番地5)  
債務者 岐部 信行

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅木 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第54号**

大分県日田市大字渡里1086番地  
債務者 栗山 望

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 正憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第1484号**

仙台市若林区石名坂10番地 シャンポール石名坂1005  
債務者 本間ゆみ子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 雅彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1485号**

仙台市若林区伊在3丁目1番地の20 ハーモニーテラス伊在II-102、従前の住所仙台市若林区上飯田3丁目23番22号  
債務者 高野 章人

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉 展浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1493号**

仙台市青葉区中山1丁目20番23号 鶯巣山ハイツ205  
債務者 杉岡 春江

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第329号**

神奈川県横須賀市ハイランド5丁目26番8号  
債務者 永塚 充

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村賢史郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(フ)第720号**

広島市安佐北区落合南3丁目33番5号  
債務者 藤島 誠二

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 憲紘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1223号**

広島県廿日市市上平良940番地1  
債務者 樽本 英臣

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根石 英行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1241号**

広島市安佐北区口田南2丁目16番16号  
債務者 お好み焼きまんぷくこと 坂元 匡

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡崎 伸哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1984号**

福岡県糟屋郡宇美町原田4丁目16番10号、前住所福岡市博多区東月隈4丁目15番3-403号 市営月隈東住宅3棟  
債務者 前田 正裕

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田裕太朗

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2114号**

福岡市東区水谷1丁目5番23号  
債務者 大川内三葉

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2353号**

福岡市南区大楠3丁目7番8-302号 ファミール高宮  
債務者 本山 清紹

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 俊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2416号**

福岡市博多区東光2丁目13番9-405号 ザシダーハウス パイ サヴォイ  
債務者 北ノ園大二郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 秋山 理恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2485号**

福岡県大野城市東大利2丁目5番5-504号 エトワール大野城  
債務者 溝口 英昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 信人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第576号**

大分県臼杵市大字野田53番地の37  
債務者 姫野 佳純

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅本 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第3059号**

横浜市磯子区杉田1丁目9番27号 大谷方  
債務者 音田 紗織 (旧姓大谷)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤坂 舞
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第307号**

茨城県かすみがうら市稲吉東1丁目1番7-301号

債務者 森川よし子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 斗夢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第333号**

茨城県稲敷郡美浦村大字興津1037番地100、  
前住所千葉県船橋市豊富町649番地252

債務者 寺内 勝幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 怜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第135号**

三重県津市上浜町4丁目27番地133

債務者 川岸ちづ子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石坂 俊雄

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時15分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第281号**

三重県津市久居西鷹跡町535番地1 セピア  
コートD202号室、前住所三重県尾鷲市古戸

町5番7号 サンコーボ夏目202号室

債務者 川村千津美

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第95号**

兵庫県川西市緑台6丁目3番地の60

債務者 吉村 嘉章

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 徳山 育弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第339号**

徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地3

第1藍住マンション 402号、旧住所徳島県

徳島市川内町榎瀬739番地

債務者 竹田 治樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂村 隆明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第398号**

愛媛県松山市清水町3丁目70番地6 デリア  
ス清水町2号

債務者 池内 康祐

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷 直樹

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時45分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第228号**

高知県南国市緑ヶ丘3丁目1906番地1 ラ・  
フォーレ緑ヶ丘1103、旧住所高知県香南市

野市町みどり野4丁目67番地

債務者 西尾 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 皿田 幸憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第738号**

栃木県さくら市氏家3159番地2 リエスさく  
ら駅東204、前住所栃木県さくら市きぬの里

2丁目11番地4 ステイゴールド101

債務者 高橋 圭太

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第870号**

栃木県栃木市岩舟町下津原214番地13、前住  
所東京都杉並区高円寺南3丁目6番7号 c

oco terrace 高円寺 304

債務者 大橋 悠介

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石塚 博史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第239号**

新潟県南魚沼市浦佐2657番地 ラ・メゾン  
ド・ソフィア 305号

債務者 小宮山直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊真一郎

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和8年(フ)第1号**

堺市中区新家町500番地18

債務者 久保 麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堤 茂豊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第2131号**

大阪府枚方市星丘4丁目33番21-13号

債務者 山本造園こと 山本 明生

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原 秀
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和7年(フ)第2575号**

名古屋市千種区新池町4丁目57番地の2 マ  
ンション亜南2A号

債務者 佐藤 和弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2996号**

愛知県愛知郡東郷町兵庫1丁目8番地31

ス・ティファニー103号

債務者 安藤 宏枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第43号**

和歌山県日高郡みなべ町堺561番地  
債務者 矢倉 隆由

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで  
和歌山地方裁判所田辺支部

**令和7年(フ)第161号**

栃木県佐野市戸奈良町366番地  
債務者 清水 靖子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第162号**

栃木県佐野市高萩町444番地3 グレーシアD-102、前住所栃木県佐野市犬伏新町1357番地27  
債務者 中村 譲

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第220号**

群馬県邑楽郡邑楽町大字明野1番地1 県営住宅B-24  
債務者 柴山 昌代

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第228号**

群馬県邑楽郡大泉町西小泉4丁目21番13号  
債務者 川島 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第234号**

群馬県太田市富若町507番地1  
債務者 加藤真由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第2243号**

埼玉県幸手市栄2番4-403号  
債務者 鈴木 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2272号**

埼玉県川口市芝4丁目12番18号  
債務者 斉藤良太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2273号**

埼玉県川口市芝4丁目12番18号  
債務者 斉藤 愛

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2289号**

埼玉県戸田市笹目南町21番19号 Belle MaisonAM3E号室  
債務者 金成 彩香

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2311号**

埼玉県川口市大字木曾呂746番地の1 メープルハイツ201号  
債務者 角屋 克実

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2318号**

さいたま市見沼区大字蓮沼1160番地5  
債務者 下村 祥子(旧姓和田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第887号**

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1丁目14番23号  
債務者 赤沼恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和8年(フ)第10号**

埼玉県熊谷市上之845番地9 トミーコーポ202

債務者 下司賀洋子(旧姓神谷・太田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第2247号**

東京都狛江市中和泉5丁目34番6号第1伸和荘103

債務者 千葉 伸嘉

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2305号**

東京都東村山市久米川町1丁目52番地49モロード東村山502

債務者 大竹 優太

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2320号**

東京都八王子市明神町3丁目23番7号カイルア・ヴィラ401号

債務者 小澤 亜彩

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第2336号**

東京都多摩市山王下1丁目18番地の2白楽荘  
債務者 山浦 文子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第399号**

岡山県倉敷市広江7丁目6番25号  
債務者 渡邊 孝二

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第400号**

岡山県倉敷市広江7丁目6番25号  
債務者 渡邊 正子

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第431号**

岡山県倉敷市亀島2丁目22番27号 LaLuce II101  
債務者 中村 結衣(旧姓廣田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第2225号**

札幌市南区川沿2条2丁目5番37号 乙坂荘7号  
債務者 宮田 正行

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2364号**

札幌市豊平区平岸3条5丁目10番22—302号  
債務者 下西 杏奈(旧姓和泉)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2417号**

札幌市北区新琴似7条16丁目5番25—1102号  
債務者 萩原ひろみ(旧姓佐伯)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2418号**

札幌市北区新琴似7条16丁目5番25—1102号  
債務者 萩原 大輝

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2453号**

札幌市豊平区月寒東3条7丁目3番18—205号  
債務者 渡辺 龍広

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2459号**

札幌市北区北28条西15丁目1番13—101号  
債務者 平井 聖奈(旧姓小林)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2478号**

札幌市手稲区稲穂1条4丁目8番8号 第2ロイヤルコート301号  
債務者 福澤 彰人

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2499号**

札幌市北区北20条西4丁目1番12—307号  
債務者 伊藤 千文

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2530号**

札幌市東区北17条東7丁目1番23—101号  
債務者 高橋 奈々

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2563号**

札幌市東区東雁来12条4丁目2番2—407号  
債務者 小仲 裕美(旧姓山田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第100号**

北海道夕張郡栗山町松風2丁目32番地1  
シャノンハイツ 101号  
債務者 川股 結花

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(フ)第150号**

栃木県佐野市伊勢山町1830番地 岡島アパート 南西  
債務者 山本ゆかり

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第311号**

群馬県富岡市中高瀬54番地 桐沢県営75—K—66  
債務者 上野 正子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第2162号**

東京都国立市西1丁目5番地の1 1—204  
債務者 岡庭 理紗

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第101号**

新潟県燕市東太田1363番地3  
債務者 永井 忠雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第103号**

新潟県加茂市青海町2丁目7番2号、前住所  
新潟市北区松浜本町2丁目9番10号  
債務者 長井 桃子(旧姓不二崎)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第124号**

岐阜県多治見市平野町4丁目16番地の1  
債務者 甲斐 勇子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで  
岐阜地方裁判所多治見支部

**令和7年(フ)第274号**

釧路市星が浦大通2丁目9番39号 メゾン小間103号室、前住所名古屋市中緑区大高町宇鷲津127番地の2 エステート大高103号  
債務者 松村 莉功

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
釧路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第219号**

北海道中川郡本別町南4丁目18番地2  
債務者 杵渕 弘和

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第220号**

北海道中川郡本別町南4丁目18番地2  
債務者 杵渕 桃歌

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第408号**

盛岡市北飯岡1丁目6番11号  
債務者 高橋 靖朗

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第438号**

盛岡市東仙北1丁目1番34—211号  
債務者 米倉 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第85号**

山形県鶴岡市みどり町30番28号  
債務者 佐藤 美佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
山形地方裁判所鶴岡支部

**令和7年(フ)第437号**

群馬県前橋市粕川町中358番地1 AVATHARH号、旧住所群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目292番地2 DinooA205  
債務者 富 由香里

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第439号**

群馬県前橋市広瀬町1丁目17番地 TA—801号  
債務者 木村 真帆

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第920号**

川崎市高津区子母口187番地2 クレール子母口202  
債務者 星川 彩香(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第943号**

川崎市高津区久末481番地1 ライオンズマンション久末206号  
債務者 西川 祥子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第959号**

川崎市中原区下小田中6丁目5番32—301号  
グランドゥール・ハル  
債務者 伊藤 新

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第962号**

(住民票上の住所)神奈川県大和市西鶴間7丁目6番15号 ショールマーシュII102  
債務者 本郷 茜

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第431号**

香川県東かがわ市引田310番地 大栄団地3棟102号  
債務者 田中小百合

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第447号**

香川県高松市多肥上町1847番地4、住民票上の住所香川県高松市多肥上町2099番地  
債務者 山下 広二

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第53号**

香川県観音寺市室本町238番地、前住所香川県丸亀市土器町東5丁目57番地グランシャトー青山南棟201号

債務者 瀬戸 和明

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 高松地方裁判所観音寺支部

**令和7年(フ)第2298号**

福岡県太宰府市朱雀2丁目6番7号 ジャパンハイツA202号

債務者 矢野 文菜

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2311号**

福岡市西区今宿東3丁目6番1号

債務者 原口南々実

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2317号**

福岡市南区西長住1丁目11番10号 玉名ビル401号

債務者 富田 圭一

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2318号**

福岡市南区野間1丁目13番24—906号 F・PARC高宮

債務者 近藤 利香

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2325号**

福岡市東区箱崎1丁目29番23—304号 ドミエスポワール箱崎VI

債務者 藤井 風羽

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2342号**

福岡市南区井尻1丁目38番5号

債務者 青木美菜子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2373号**

福岡県太宰府市青山3丁目13番50号 ラ・フリーズ102号

債務者 藤本 光幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2383号**

福岡県宗像市大谷2番地21

債務者 高木 将

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2388号**

福岡県糟屋郡志免町別府西3丁目2番12号

債務者 大竹ヒトミ

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2397号**

福岡市東区多々良2丁目48番23号 川添アパート208号

債務者 勝本奈美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2402号**

福岡市南区大橋団地2番302号 アーベインルネス大橋2号棟

債務者 末松裕美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2431号**

福岡県糟屋郡粕屋町長者原西1丁目19番15号 田代アパート

債務者 野村サツキ(旧姓西野)

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2457号**

福岡市早良区飯倉5丁目5番10号 Fアパルトメント金山駅西 203号

債務者 岩永久瑠光

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2490号**

福岡県糟屋郡久山町大字山田1632番地1 熊交アパート福岡 202号室

債務者 青木 啓

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2491号**

福岡市城南区南片江2丁目2番22—1号 ウイングピアM 201号

債務者 吉田百合香

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(フ)第2497号**

福岡市東区千早6丁目2番21—706号 アーベイン香椎御幸

債務者 池田 襟奈

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2520号**

福岡県宗像市石丸2丁目5番10号 パークサイド赤間102号  
債務者 影山 昭夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2525号**

福岡市東区箱崎4丁目25番8—301号 アメニティライフII  
債務者 高柳 嘉治

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2536号**

福岡県朝倉市木木林田895番地10  
債務者 吉村 光枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2544号**

福岡市博多区東那珂1丁目12番20—305号 ハイツツ5  
債務者 埜口 満男

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2547号**

福岡県宗像市鐘崎220番地3 県営鐘崎団地1棟604号  
債務者 岩瀬りり子

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2548号**

福岡市東区八田1丁目3番5号 西日本かなえ 第3ビル202号  
債務者 吉田 光

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2551号**

福岡市南区警弥郷1丁目26番6—102号 花みずき壺番館  
債務者 葉山 幸絵（旧姓林）

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2554号**

福岡市東区筥松1丁目15番7—601号 セラ箱崎南  
債務者 兼竹 龍星

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2555号**

福岡市東区筥松1丁目15番7—601号 セラ箱崎南  
債務者 兼竹 七海

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2556号**

福岡市南区横手2丁目16番15号 パーゴラ横手103  
債務者 倉重 洋治

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2559号**

福岡県太宰府市石坂3丁目12番11号  
債務者 林 育未

- 1 決定年月日時 令和8年1月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第2573号**

福岡市南区弥永団地1番102号 市営弥永住宅1棟  
債務者 日高 裕美

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第6286号**

大阪市淀川区東三国1—4—3 アーグレイス新大阪604、住民票上の住所京都市山科区四ノ宮垣ノ内町1番地 SUN-YOUビル 304号室  
債務者 平村美紀子

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第6384号**

大阪市鶴見区今津南1丁目6番19—801号、前住所奈良市大宮町4丁目260番地の1 シティコープ新大宮609号  
債務者 吉田 彩花

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第6472号**

大阪市住之江区緑木2丁目1番1号 マンション山田 301  
債務者 嶋田 慎人

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第6517号**

大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番35号 アッシュメゾン東住吉 103号、前住所大阪市阿倍野区播磨町1丁目23番20—812号  
債務者 坂本 大樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和 7 年（フ）第 6 5 2 3 号**

大阪市平野区喜連西 3 丁目 1 番 22—214 号  
債務者 野村 広貴

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 16 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 25 日まで
- 5 免責審尋期日 令和 8 年 4 月 10 日午後 1 時 30 分

大阪地方裁判所第 6 民事部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和 6 年（フ）第 4 0 6 号**

兵庫県尼崎市西長洲町 2 丁目 30 番 17—2 号  
破産者 筒井 徳彦

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 15 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和 7 年（フ）第 2 6 号**

青森県三沢市大津 1 丁目 12 番地 2 号  
破産者 宮古 貴仁

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 16 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所十和田支部

**令和 6 年（フ）第 3 9 号**

岩手県一関市東山町長坂字柴宿 7 番地 104  
破産者 福士 正

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所一関支部

**令和 6 年（フ）第 5 2 7 5 号**

大阪市鶴見区鶴見 6 丁目 2 番 1—715 号  
破産者 奥田 正人

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 6 年（フ）第 5 9 4 6 号**

大阪市住吉区庭井 2 丁目 13 番 4 号、前住所大阪市住吉区墨江 3 丁目 17 番 26 号  
破産者 武田 真一

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年（フ）第 3 4 5 号**

大阪府交野市私市 3 丁目 16 番 14 号  
破産者 大野木善健

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年（フ）第 6 2 7 号**

大阪府豊中市中桜塚 5 丁目 6 番 19—204 号、開始決定時大阪府四條畷市楠公 2 丁目 5 番 12—305 号  
破産者 森本 雅明

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年（フ）第 3 号**

岡山県勝田郡奈義町西原 662 番地 6  
破産者 クニトミこと 國富 春男

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所津山支部

**令和 7 年（フ）第 2 0 号**

福岡県飯塚市多田 105 番地 21  
破産者 岡松 佑太

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和 7 年（フ）第 3 号**

熊本県八代市古閑下町 1735 番地 3  
破産者 山田 清春

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 19 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所八代支部

**令和 6 年（フ）第 5 3 号**

青森県つがる市稲垣町沼崎幾代崎 26 番地 4  
沼崎団地 4 号、前住所東京都日野市大字日野 265 番地 シャルマンちば 1  
破産者 藤田 力

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和 7 年（フ）第 1 1 5 6 号**

横浜市緑区鴨居 4 丁目 48 番 10 号  
破産者 寒川 清佳

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第 3 民事部

**令和 7 年（フ）第 2 9 0 号**

新潟市江南区松山 1528 番地  
破産者 豊島美奈江

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所民事部

**令和 7 年（フ）第 1 7 6 号**

静岡県清水区西久保 440 番地の 3 ハイコーポベル 204  
破産者 小池 江里（旧姓高橋）

- 1 決定年月日 令和 8 年 1 月 20 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第 2 部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和 7 年（フ）第 3 7 5 号**

兵庫県尼崎市東園田町 5 丁目 41 番地森田マンション 204、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町 6 丁目 1 番 6 号

破産者 湧川鉄工所こと 湧川 好武

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 18 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 4 月 16 日午前 10 時 30 分  
令和 8 年 1 月 19 日  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和 7 年（フ）第 3 7 3 号**

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 2 丁目 704 番地の 6 狭山ヶ丘住宅 505  
破産者 壺井 幸治

- 1 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 20 日まで
- 2 一般調査期日 令和 8 年 3 月 25 日午後 3 時 20 分  
令和 8 年 1 月 14 日  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和4年（フ）第1518号**

大阪市中央区島之内1丁目4番32号  
破産者 I S エナジー株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 一般調査期日 令和8年4月23日午後3時  
令和8年1月19日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第2649号**

大阪市淀川区加島1丁目57番2-306号、前住所大阪市西淀川区野里2丁目25番15-1004号

破産者 鎌田 肇

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年4月16日午後2時50分  
令和8年1月19日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第4039号**

大阪府東大阪市友井3丁目2番37-109号  
破産者 渡邊 篤実

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時10分  
令和8年1月19日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第13号**

新潟県佐渡市映田35番地

破産者 有限会社みやび産業

- 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 一般調査期日 令和8年6月10日午後1時30分  
令和8年1月19日

新潟地方裁判所佐渡支部破産係

**令和7年（フ）第128号**

青森県弘前市大字茂森新町2丁目3番地36

破産者 玉田 知三

- 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 一般調査期日 令和8年4月13日午前10時30分  
令和8年1月20日

青森地方裁判所弘前支部

**令和7年（フ）第203号**

福島県郡山市安積町長久保1丁目18番地の14  
破産者 郡山用品株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 一般調査期日 令和8年4月24日午前10時  
令和8年1月20日

福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年（フ）第371号**

北九州市小倉南区横代北町5丁目23番7号

破産者 松坂 裕二

- 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 一般調査期日 令和8年4月14日午後2時30分  
令和8年1月20日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年（フ）第10号**

岩手県釜石市鶴住居町4丁目207番地

破産者 有限会社山繁水道

- 破産債権の届出期間 令和8年3月11日まで
- 一般調査期日 令和8年4月21日午後1時40分  
令和8年1月19日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**令和6年（フ）第273号**

佐賀県三養基郡基山町大字小倉1038番地10

プロスペール1202号、前住所佐賀県三養基郡基山町けやき台3丁目25番地28

アトラス  
破産者 緒方 天平

- 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 一般調査期日 令和8年4月16日午前11時  
令和8年1月19日

佐賀地方裁判所民事部破産係

**破産債権の特別調査期日**

**令和2年（フ）第276号**

金沢市松寺町卯80番地1 市営住宅M4棟

205号、開始決定時の住所金沢市乙丸町甲173

番地3

破産者 船木 一範

- 特別調査期日 令和8年3月18日午前11時  
令和8年1月20日 金沢地方裁判所民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年（フ）第236号**

宮崎市花ヶ島町水町1871番地4、住民票上の住所宮崎市花ヶ島町水町1871番地3

破産者 鮫島 武史

異議申述期間 令和8年3月3日まで

令和8年1月20日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年（フ）第1207号**

仙台市宮城野区福室7丁目6番41号 フレンドフィールド104

破産者 大場 勝昭

異議申述期間 令和8年3月16日まで

令和8年1月19日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**特別清算開始**

**令和7年（ヒ）第2097号**

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

清算株式会社 株式会社べる

代表清算人 鈴木 耕二

- 決定年月日 令和8年1月14日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第2106号**

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目17番2号

清算株式会社 株式会社ダイヤスター

代表清算人 遠藤 陽子

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第25号**

愛知県岡崎市葵町2番地8

清算株式会社 株式会社山七商店

代表清算人 渡邊 隆宏

- 決定年月日 令和8年1月14日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所岡崎支部

**特別清算終結**

**令和7年（ヒ）第1003号**

北海道江別市江別太373番地

清算株式会社 株式会社農業生産法人やま道の里

代表清算人 富永 政博

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（ヒ）第2049号**

東京都港区芝3丁目32番13号

清算株式会社 日本カーライフアシスト株式会社

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第2080号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン

トウキョウサウスタワー13階

清算株式会社 マリーン観光開発株式会社

- 決定年月日 令和8年1月14日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（ヒ）第9号**

新潟県長岡市川崎町2303番地56

清算株式会社 西宮内管財株式会社

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

新潟地方裁判所長岡支部

**令和7年（ヒ）第4号**

静岡県浜松市中央区材木町38番地

清算株式会社 株式会社ティー・アール・シー

- 決定年月日 令和8年1月13日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所浜松支部民事部

**令和7年（ヒ）第3035号**

大阪市東住吉区杭全1丁目15番18号

清算株式会社 SD企画株式会社

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（ヒ）第1003号**

神戸市兵庫区東山町4丁目13番地

清算株式会社 株式会社ゆうわプランニング

- 決定年月日 令和8年1月15日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。

神戸地方裁判所第3民事部

### 特別清算協定認可

#### 令和7年(七)第2095号

東京都渋谷区神宮前1丁目6番地15号原宿  
ジュネスビル2階

清算株式会社 株式会社CRSODA  
代表清算人 原田 健一

- 1 決定年月日 令和8年1月14日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

- 1 清算株式会社は、第3項に規定する場合を除き、別紙記載の各協定債権者に対して協定債権の弁済を行わない。
- 2 各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、その債務を免除する。
- 3 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

#### 令和7年(七)第12号

北九州市若松区童子丸2丁目4番7号  
清算株式会社 福岡KK株式会社

代表清算人 木村 征一

- 1 決定年月日 令和8年1月15日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権(元本、利息及び遅延損害金)につき、その全額の免除を受ける。

記

- ①株式会社北九州銀行
- ②株式会社福岡銀行
- ③株式会社日本政策金融公庫
- ④福岡県信用保証協会

以上

(清算株式会社の表示)

北九州市若松区童子丸二丁目4番7号  
福岡KK株式会社

同代表者代表清算人 木村 征一

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 監督命令

#### 令和8年(再)第1号

大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号  
再生債務者 中田 浩一

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

- 2 監督委員 大阪市北区中之島3丁目2番4号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階きっかわ法律事務所 弁護士 野城 大介

- 3 監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

再生計画認可の決定までにする場合における次の行為(日常生活に関するものを除く。)

ア 再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分(債権の取立てを除く。)

イ 多額の借財

ウ 和解及び仲裁合意

エ 別除権の目的である財産の受戻し

令和8年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

### 再生計画認可

#### 令和7年(再)第29号

東京都江戸川区南篠崎町2丁目1番8号  
再生債務者 倉持 清

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月14日

東京地方裁判所民事第20部

### 再生手続終結

#### 令和3年(再)第7号

大阪市福島区海老江2丁目1番36号  
再生債務者 医療法人友愛会(社団)

- 1 主文 本件再生手続を終結する。
- 2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した後3年が経過した。

令和8年1月15日

大阪地方裁判所第6民事部

### 小規模個人再生による再生手続開始

#### 令和7年(再イ)第158号

埼玉県上尾市大字大谷本郷117番地2  
再生債務者 田中 貴章

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月2日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ)第207号

埼玉県鴻巣市筑波1丁目12番6号 シャトー吹上202号

再生債務者 磯貝 健太

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月2日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ)第78号

埼玉県入間市大字上藤沢17番地1 リスペクト201(前住所) 神奈川県横浜市金沢区東朝比奈3丁目23番24号

再生債務者 中村ひかる(旧姓渡辺)

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月2日まで

さいたま地方裁判所川越支部

#### 令和7年(再イ)第124号

埼玉県富士見市関沢3丁目21番5号  
再生債務者 高森慎太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月2日まで

さいたま地方裁判所川越支部

#### 令和7年(再イ)第239号

千葉県船橋市薬円台1丁目22番3-205号  
再生債務者 横田 昌和

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第349号

名古屋市港区新茶屋5丁目2007番地  
再生債務者 鈴木 務

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(再イ)第59号

岡山県小田郡矢掛町横谷1620番地  
再生債務者 森 正

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月4日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

#### 令和7年(再イ)第27号

鳥取県境港市中野町144番地1  
再生債務者 景山 陽介

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで

鳥取地方裁判所米子支部

#### 令和7年(再イ)第66号

岡山県笠岡市園井295番地1  
再生債務者 桑田 淳弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月5日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第61号**

鹿児島県西之表市栄町1-6 滑走路本体工事用地2 O-226

再生債務者 豊田 和也

- 1 決定年月日時 令和8年1月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ)第551号**

東京都墨田区本所1-33-9-301

再生債務者 石田 和之

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第578号**

東京都足立区西綾瀬4-6-11-101

再生債務者 三谷 郁夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第583号**

東京都江東区越中島3-6-15 福山通運住宅B棟311

再生債務者 志間 悟

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第586号**

東京都杉並区下高井戸2-14-13 第一宮下荘105

再生債務者 ジェニー セティアディ

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第596号**

東京都八王子市南大沢5-20 2-401

再生債務者 伊澤 毅

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第8号**

東京都大田区池上8-2-6-302

再生債務者 片桐亜希美

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月23日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第115号**

岡山市南区下中野1411番地5 ハーベスト下中野101

再生債務者 仁井 勝也

- 1 決定年月日時 令和8年1月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月5日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第49号**

鹿児島市谷山中央4丁目134番地16

再生債務者 立石 秀樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年(再イ)第53号**

鹿児島市皇徳寺台5丁目23番1-2号

再生債務者 永山 光星

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**小規模個人再生による再生手続廃止**

**令和6年(再イ)第69号**

静岡県藤枝市青木1丁目14番17号 ハイムエンジュE

再生債務者 加来 靖博

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和8年1月20日

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第26号**

山口県宇部市西小串5丁目5番2-4号

再生債務者 西田 悠佑

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和8年1月20日 山口地方裁判所宇部支部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年(チ)第68号**

大阪府吹田市千里山西6丁目34番9号

申立人 清水 二郎

住所・居所 不明

(最後の住所) 兵庫県西宮市東町1丁目10番2号207号室

(登記記録事項全部証明書上の住所) 兵庫県西宮市石在町17番27号

所在等不明共有者 村田 小雪

届出期間満了日 令和8年5月15日

令和8年1月16日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 吹田市新芦屋下

地番 2986番1

地目 宅地

地積 89.03平方メートル

所在等不明共有者の持分 40分の2

**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和7年(チ)第26号**

京都市西京区上桂前田町3番地7

申立人 山田 淳

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 京都市西京区上桂前田町3番地の8

所有者 大森 市郎

届出期間満了日 令和8年3月19日

令和8年1月16日

京都地方裁判所第5民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 京都市西京区上桂前田町

地番 3番8

地目 宅地

地積 62.13平方メートル

2 所在 京都市西京区上桂前田町3番地8

家屋番号 3番8

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 33.52平方メートル

2階 36.63平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (子) 第 3 号

石川県能美市泉台町中206番地  
申立人 井上 信夫  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 字佐野ク75番地  
共有者 木田 覚次

届出期間満了日 令和 7 年 3 月 9 日  
令和 8 年 1 月 15 日 金沢地方裁判所小松支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 能美市佐野町ク  
地番 75番  
地目 宅地  
地積 198.34平方メートル  
(不明共有者の持分 4分の1)

令和 7 年 (子) 第 5 号

愛知県豊橋市今橋町 1 番地  
申立人 豊橋市  
住所・居所 不明  
所有者 中西 甚作  
届出期間満了日 令和 8 年 3 月 19 日  
令和 8 年 1 月 13 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

(別紙) 物件目録

所在 豊橋市石巻平野町字中原  
地番 27番 1  
地目 原野  
地積 251平方メートル

令和 7 年 (子) 第 6 号

愛知県豊橋市今橋町 1 番地  
申立人 豊橋市  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 愛知県豊橋市浜道町字管石47番地19 クライスハイム浜道町  
所有者 亡森田秀男相続財産

届出期間満了日 令和 8 年 3 月 19 日  
令和 8 年 1 月 13 日  
名古屋地方裁判所豊橋支部

(別紙) 物件目録  
所在 豊橋市石巻平野町字一ノ沢  
地番 13番 1  
地目 畑  
地積 640平方メートル

令和 7 年 (子) 第 2 6 号

福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番82号  
申立人 九州電力送配電株式会社  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 熊本県天草郡大矢野町大字上2412番地 (熊本県上天草市大矢野町上2412番地)  
共有者 田中ユミ子  
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 熊本県天草郡大矢野町大字上2412番地 (熊本県上天草市大矢野町上2412番地)

共有者 田中 好郎  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 熊本県天草郡大矢野町大字上2412番地 (熊本県上天草市大矢野町上2412番地)

共有者 田中 一義  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 熊本県天草郡大矢野町大字上2412番地 (熊本県上天草市大矢野町上2412番地)

共有者 田中 勝八  
届出期間満了日 令和 8 年 3 月 13 日  
令和 8 年 1 月 15 日 熊本地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 上天草市大矢野町上字潜  
地番 2187番 1  
地目 畑  
地積 4997平方メートル  
2 所在 上天草市大矢野町上字潜  
地番 2187番 2  
地目 雑種地  
地積 145平方メートル

(以上 1 及び 2 につき、共有者田中ユミ子の共有持分 6分の1、共有者田中好郎の共有持分 6分の1、共有者田中一義の共有持分 6分の1、共有者田中勝八の共有持分 6分の1)

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 7 年 (子) 第 5 号

長崎県佐世保市瀬戸越 4 丁目 1388番地14  
申立人 下田紀代美  
住所・居所 不明  
所有者 林田 國一  
届出期間満了日 令和 8 年 3 月 10 日  
令和 8 年 1 月 15 日 長崎地方裁判所大村支部

(別紙) 物件目録  
所在 大村市池田一丁目51番地  
家屋番号 51番  
種類 居宅  
構造 木造板葺平家建  
床面積 24.99平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしました。

効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日であり、申は会社法第 7 九 六 条 第 一 項、乙は同第 七 八 四 条 第 一 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、申はこの全株式を所有しておりますので、この合併による申の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報  
掲載の口付 令和 7 年 6 月 1 十六日  
掲載頁 一 五 九 頁 (号外第 一 四 四 号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の口付 令和 7 年 6 月 1 十六日  
掲載頁 一 三 一 頁 (号外第 一 四 四 号)

令和 8 年 1 月 2 十八日  
青森県八戸市北白台二丁目 六 番 三 〇 号  
(甲) プライアーフーズ株式会社  
代表取締役 本吉 陽一

広島県三原市新倉二丁目 一 六 番 一 号  
(乙) 島崎商事株式会社  
代表取締役 小向 章彦

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしました。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和 8 年 1 月 2 十三日  
掲載頁 二 頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和 8 年 1 月 2 十三日  
掲載頁 二 頁

令和 8 年 1 月 2 十八日  
東京都目黒区中目黒一丁目 一 番 一 七 号 1 A  
N T I Q U E B Y I O Q 〇 〇 一 号 室  
(甲) 株式会社 R U F F L O G

代表取締役 竹林 中貴  
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目 三 七 番 八 〇 六  
〇 一 号 (乙) 株式会社 S O W T I F E  
代表取締役 日高 奨平

合併公告

左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しては解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.sfhm.co.jp/>  
(乙) <https://www.sfhm.co.jp/joytel/>

令和 8 年 1 月 2 十八日  
東京都千代田区有楽町一丁目 二 番 二 号  
(甲) サンフロンティアホテルマネジメント株式会社  
代表取締役 柳村 一幸

大阪市西区西本町二丁目 五 番 二 八 号  
(乙) 日本都市ホテル開発株式会社  
代表取締役 柳村 一幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二十六日

掲載頁 七十六頁(号外第一一五号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十一日

掲載頁 八十三頁(号外第一二九号)

令和八年一月二十八日

東京都三鷹市上連雀一丁目二番一七号

(甲) 株式会社テスコ

代表取締役 内藤 剛

東京都三鷹市上連雀一丁目二番一七号

(乙) シンロポサービス株式会社

代表取締役 内藤 剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月十六日

掲載頁 九十二頁(号外第一〇八号)

(乙) <https://www.parking-s.co.jp>

令和八年一月二十八日

東京都港区港南一丁目八番二七号

(甲) 大和ハウスパーキング株式会社

代表取締役社長 酒井 太

福岡市南区那の川一丁目一四番一五号

(乙) 株式会社パーキングソリューションズ

代表取締役社長 本房 伸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十八日

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六五〇番地

(甲) 株式会社色彩農園

代表取締役 中島由美子

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六五〇番地

(乙) アイビビジョンカンパニー有限公司

代表取締役 開田 修平

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六五〇番地

会社

代表取締役 高橋 秀仁

東京都港区東新橋一丁目九番一五号

(甲) 成形部材分割準備株式会社

代表取締役 平田 知広

東京都港区東新橋一丁目九番一五号

(乙) 株式会社レゾナック

代表取締役 高橋 秀仁

東京都港区東新橋一丁目九番一五号

代表取締役 高橋 秀仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の天然ガス事業(ただし、中流権益事業および国内販売事業を除く)に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

(甲) [https://www.eneos-xplora.com/public\\_notice.html](https://www.eneos-xplora.com/public_notice.html)

(乙) [https://www.eneos.co.jp/company/public\\_notice.html](https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html)

令和八年一月二十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一五号

(甲) ENEOS Explorer株式会社

代表取締役 忍田 泰彦

東京都千代田区大手町一丁目一番二二号

(乙) ENEOS株式会社

代表取締役 山口 敦治

東京都千代田区大手町一丁目一番二二号

代表取締役 山口 敦治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

埼玉県さいたま市西区西大宮三丁目二四番地五

合同会社丸忠

社員 笠 宏文

東京都大田区多摩川二丁目二番一四号

合同会社Adspire

代表社員 青木 祐輔

東京都大田区多摩川二丁目二番一四号

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十八日

東京都中央区日本橋室町一丁目一番二二号

合同会社丸忠

社員 笠 宏文

東京都中央区日本橋室町一丁目一番二二号

